

裁判傍聴記 No.2

あろうことか、八木市議が名誉毀損で小林正明市議を訴えました。(後援会だより12号を参照ください)

第3回口頭弁論は、10月14日 後援会役員など7名が見守る中で行われました。

主張は準備書面を提出しており、短時間で終わりましたので、どのような主張がなされているか2点を紹介します。

1点目は、「山林等の開発行為取扱基準」についての捉え方です。

開発許認可は知事にありますが、事前に市町村長の意見を聞かなければならないことになっています。(森林法第10条)

八木市議は「単なる行政基準の指針に過ぎない、基準があるからといって、知事の判断に直接影響を及ぼすものでない。」等と、基準の存在を著しく軽いものと主張。

これに対して小林市議は、平成15年の城山町議会「議事録」を証拠提出、町長と建設部長の「県知事からの意見聴取には、基準を十分に尊重する意見をつけたい」、「法的拘束力はないが、これまでの意見照会では判断基準として取り扱ってきたことは間違いなので、判断基準として残す必要がある」との発言を引用しながら、「本件基準は行政内部における行政運用のあり方として設けられたもので、一般人を相手とする行政指導のために設けられた規定ではない」「知事は許認可権を有するが、町長が反対すれば、知事としても許認可しない選択をする可能性が大になる」と反論。

更に、八木市議が上記城山町議会において「基準を振りかざして行政指導をすることは大きな問題がある、こんなのは全く法律に基づかない、いい加減な条文である」等と全般的な外れの暴論、廃止に積極的な発言を町議当時から行っていたことも明らかになっています。

2点目は、「基準」の廃止手続きについてです。

八木市議は、「単なる行政指導の指針にすぎず、廃止は最高意志決定機関の政策会議などの審議を経なければならない案件ではない」と主張。

小林市議は「城山町総合開発審議会に諮問して作成、議会に報告して成立したものであり、改廃に当たっては、当然、上記審議会に諮問し、意見ないし答申を受けた上で改廃し、その結果を町議会に報告すべきである」このような手続きは行政実務において常識中の常識である、と反論、批判しています。

八木市議が、このような手続きを経ることもなく、合併前日に廃止していたことが問題なのです。

第4回口頭弁論は、11月11日に小林市議も出席、後援会役員6名が見守る中で行われました。

これまで八木市議の支援者は1名の傍聴もありません。

今回は、両当事者に対する本人尋問が1月15日(金)1:30～3:30と決まりました。本人尋問の時間は、八木市議が先に約50分間、次に小林市議が約50分行われることになりました。

終了後、恒例になっている清水弁護士より裁判内容の説明と今後の展望を聞く会を持って終了しました。

※1月15日の本人尋問の内容は、次号に詳しく報告させていただきます。



相模原市議会議員

小林正明

後援会だより

第13号

2010年1月16日(会員限定)

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~k-koen/>

〒220-0101 相模原市 城山町 町屋4-16-9 TEL782-5969 FAX785-5144

謹賀新年



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は小林正明市議をご支援いただき、誠にありがとうございました。

小林市議の任期も1年3ヶ月余となり、役員一同気を引き締めて、会員拡大・組織体制強化に一層努力していく決意しております。

今年も旧年に倍するご指導ご支援を宜しくお願い申し上げます。

新年の決意

相模原市議 小林正明

市民発の住民投票条例は、議会で否決はされましたが、政令市関連では全国初、相模原議会史上でも初めての市民運動の快挙・金字塔でした。

議論を通じて、市長の政治姿勢や議会・議員のあり方が鋭く問われた1年でもありました。

今年も、合併や移行後の政令市の検証の為に、微力ですが全力で頑張る決意です。

「新春の集い」城山公民館で開催します。

今年の「新春の集い」は、城山公民館(旧城山町役場)で開催いたします。

もっと交通の便の良い所にしてほしい、とのご意見をいただき、早くから手続きをおこなって会場を確保することができました。

恒例になったカラオケを準備してお待ちしておりますので、お誘い合わせの上お気軽にご参加できるようにお願いいたします。



2月7日(日) 午前11時より 城山公民館(旧城山町役場)

※詳しくは、同封の案内状をご覧ください。

＜ズバリ発言！ 続けています＞

12月議会で、「線引き・BRT、市長の姿勢」について
(新交通システム)

一般質問をおこない、

「線引きは、市民が困るような解決はしない、意見を十分聞きながら、
お互いが納得するよう進める」との市長答弁を引き出しました。

小林市議は、城山町出身の議員ですが、城山地区以外の問題にも精力的に取り組んでおります。

紙面の都合上、重要な答弁を引き出した「線引き」についてのみ報告します。「線引き」とは、津久井3町に実施されるもので、市街化区域と市街化調整区域に分けることです。(旧相模原市と城山町は、既に線引きされています。)

小林市議は、津久井地区の代表として一般質問を行うと宣言して質問を始めました。『合併協議会では、津久井3町の線引きは「土地利用の急激な変化を避けるため、住民の意向を踏まえて新市で検討する」との1市2制度の説明がなされ決定していた。

ところが、合併後の市長は、議会答弁や住民説明会では政令市移行を前面に出さず、新市一体化を進めるためには「線引き」が必要と説明していました。

しかし、新聞報道や12月議会の答弁では、政権交代等を理由に今後の動向を注視するようになってきており、今までの市長の発言と整合性がない』と追求しました。

市長は「線引きは、地域一体化の街づくりに重要で、合併協議会で決定されたように、住民の意向を踏まえて協議、住民理解を求めながら進めたい」、「政権交代で制度の見直しが進められており、その動向を注視する必要がある」との答弁をしました。

小林市議は、再質問、再々質問と続け、『1市2制度と説明して合併した、合併協議会では2025年に見直すとの答弁があり、県も同席していたのだから、線引きの時期を延ばすことが最も求められており、1市2制度こそが市民の安心安全に繋がる』と迫りました。

そして、市長の「市民が困るような方向で解決するようなことは考えてない、地域の意見を十分聞きながら、お互いが納得する方向を見極めて進める」という、政令市移行1年後に「線引き」を実施するとしてきたこれまでの説明と、大きく違う答弁をついに引き出したのです。

※小林市議の「議会報告-1月号」もご覧ください。

※この様子は、市議会ホームページの「録画放映」でご覧いただけます。(12/17に掲載)

会員投稿

政令指定都市 10月23日閣議決定

新聞等の
見出し

- ・課題山積「合併地域の線引き、厳しい財政運営」
- ・無理な合併で問われる政令市の意義
- ・弾みと借金 期待と不安

相模原市は4月より政令市に移行することになりました。

しかし、政令指定都市移行には、閣議決定後に報道された各新聞の上記見出しのように、多くの問題があります。

平成の大合併にともない緩和された人口要件(100万人→70万人)を満たすために津久井4町を強引に合併することで70万人の要件をやっとクリア。

次に、総務省からの副市長を迎え。

そして、危惧する市民の、住民投票で決めようという要求を「なじまない」と押さえ込み、やっと政令市になったのです。

政令市とは、7大都市、10大都市といわれる大都市を意味してきたはずですが、相模原市には、街のシンボルもなければ、市立病院や市営バスなどもない、人の集まる都市でもない。100万都市を目指さなければならぬのに、セントラル自動車の移転にみられるように、次々と大工場の撤退が続いており、今後は人口増は見込めず現状維持がやっとならざるを得ています。

津久井3町では、線引き(市街化区域と調整区域に分ける)が大問題になり、陳情が相次ぎ、反対運動は続いています。

また、政令市の目玉にしようとした「新交通システム(BRT)」も住民運動の大反対にさらされています。

読売新聞は『国県道の管理権委譲に伴い、県債負担金250億円を30年かけて県に支払わねばなくなるほか、国の直轄事業負担金の支払い義務も生ずるなど、新たな負担も生じる。そのため市民の間には「過重な負担がサービス低下につながるのでは」との懸念が広がっている。

財政の健全性を示す公債費比率は4.8%(07年度)と全国自治体の中でも低く、移行後10年間の推定平均値も7%と政令市で最低になると予測されている』と報じました。

元旦には、NHKが『県が行った道路整備事業の借金250億円が引き継がれるほか、県道・国道の管理費用など約170億円が平成22年度だけでも必要となり、初年度は約80億円の不足が生ずる』と報道しました。

不況による税収減が58億円ともいわれており、「巨額の借金を背負ってまで政令市になる必要があったのか」、「政令市が市民のためになるのか」、「政令市のブランドがほしかっただけではないのか」という批判に、市長は答えられるのでしょうか。

今後は、市民サービスの低下はないのか、市の財政は破綻しないか等をしっかり監視していかなければならないと私は考えています。(若葉台SKさん)

※皆様の投稿をお待ちしております。

「後援会の入会者」をご紹介します

津久井・相模湖・藤野・相模原にも拡大!

津久井4町、旧相模原市(橋本、大沢地区)にも拡大して「入会者」を募っておりますので、津久井、相模原にお住まいの方も紹介をお願いします。

紹介カードを同封しましたので宜しくお願いします。

※紹介カードは、電話をいただければ受け取りまいります。FAXでも結構です。

＜TEL:782-5969＞ ＜FAX:785-5144＞